

新・北海道石炭じん肺（第3陣）訴訟において「消滅時効」を
援用することに反対する意見書

平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国には、じん肺被害者に対して賠償を行う責任があることが確定している。

北海道内の炭鉱でじん肺に罹患した被害者は、国に対し、「基金」を創設して裁判手続きを経ることなく、じん肺被害者を救済するシステムを作るよう求めた。しかし、国は「訴訟しなければ賠償しない」との態度に終始したため、これらじん肺被害者はやむを得ず札幌地方裁判所に提訴した。

ところが、国は、その裁判手続きの中で「消滅時効」の援用を主張してきた。その理由は、「平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決があったことは、新聞・テレビなどで報道されていた。それから1年を経過すれば、じん肺被害者・遺族は損害及び加害者を知ったと言えるから、3年の消滅時効期間が経過した」というものである。

しかし、この最高裁判決は、筑豊じん肺訴訟の国の責任に関するものであり、北海道内の各炭鉱でのじん肺被害に対するものではない。また、平成16年4月27日時点では、国は、札幌高等裁判所にて旧・北海道石炭じん肺訴訟を係争していた最中であり、この時点で「損害及び加害者を知った」と主張することには根拠がない。

じん肺は人類最古にして最大の職業病であり、現在でもなお、毎年1千名前後の労働者が、新たにじん肺により療養することを余儀なくされている。

じん肺による被害を根絶し、筑豊じん肺訴訟最高裁判決を踏まえ、じん肺被害者に対し適正な賠償を行うことは国の義務である。

にもかかわらず、国が新・北海道石炭じん肺（第3陣）訴訟において「消滅時効」を援用することは社会的正義に照らし許されない。

よって、政府においては、新・北海道石炭じん肺（第3陣）訴訟において「消滅時効」を援用しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員